

➤ ガイドライン全般に関する質問

質問	回答
なぜ新ガイドラインを作成することになったのですか？	<p>これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)を、技術協力については、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年)を、それぞれ適用してきました。</p> <p>独立行政法人国際協力機構法の改正により、2008年 10月より JICAが我が国の政府開発援助の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら 2つのガイドラインの体系を一体化すべく、新ガイドラインを作成したものです。</p>
なぜ JICA は環境社会配慮を行うのですか？	<p>開発援助は一時的な対応で終わってしまうものではなく、持続的なものでなくてはならないと認識しており、環境社会配慮は、開発の持続性を確保するために必要と考えています。例えば、環境社会配慮が十分に行われなかった場合、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなることも想定されます。開発と自然環境、住民生活等とのバランスを考え、開発が持続可能となるよう配慮が必要です。</p>
国際機関などの環境社会配慮ガイドラインとの整合性を確保しているのですか？	<p>環境社会配慮確認の手続きのフロー、ステークホルダーとの協議、スクリーニング時のカテゴリ分類、環境アセスメント報告書や住民移転計画の項目等について、世界銀行やアジア開発銀行等のガイドラインと整合性を図っています。</p>
相手国等との法律や規則との調整が必要なのではないのですか？	<p>相手国等の環境アセスメント等の法律や規則を適用することが第一義です。ただし、環境ガイドラインと比べ不十分な場合は、実施機関等の同意を得た上で環境ガイドラインを適用します。</p>
環境ガイドラインに相手国等は対応できるのですか？	<p>現在多くの相手国等は環境アセスメントに関する法律やガイドラインを有しています。また、他のドナーも環境アセスメントの実施を要件としています。相手国等は、環境ガイドラインに対応可能であると判断していますが、必要に応じて、JICAは相手国等が適切な環境社会配慮を実施できるよう支援を行います。</p>
JICAが求める環境にかかる情報は実際に入手できるのですか？	<p>相手国等はプロジェクトが環境に与える影響について、適切に情報収集・調査を行い、対応をとっているケースが殆どですので、JICAが求める情報は入手できると考えています。また、必要に応じ、協力準備調査等により、相手国等を支援します。</p>

<p>国際的な場で、JICAが環境ガイドラインに基づく取り組みを情報発信しないのですか？</p>	<p>JICA としましても、皆様のご意見を踏まえ作成された国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(以下「環境ガイドライン」という。)の考え方を広めて行くため、国際的会議や相手国等との協議の場等を通じて環境ガイドラインの内容を説明し、JICA の取り組みについて情報発信を行っていく所存です。</p>
<p>環境ガイドラインを国内外の関係者に周知させるために、どのような活動を行っているのですか？</p>	<p>JICAは、和文、英文の環境ガイドラインを冊子だけでなく、入手し易いように JICAのウェブサイト上で公開しています。また、環境ガイドラインの策定は、透明性の確保という旧JICA・JBIC両ガイドラインの規定を踏まえ、2008年2月に設置された学識経験者、N GO、産業界、日本政府関係者から成る有識者委員会での計33回の議論、名古屋・大阪におけるパブリック・ヒアリング等を踏まえて作業が進められ、議事録や配布資料についても同ウェブサイト上で随時公開してきました。また、相手国等へも説明を行っています。</p> <p>環境ガイドライン公布・施行後も、JICA内の体制整備に一層努めると共に、国内外で知って頂くよう努力していきます。</p>
<p>環境ガイドラインを導入したことによって、プロジェクトの審査に要する時間が増えて、現在のよような迅速な対応ができなくなるのではないですか？</p>	<p>JICAによる環境社会配慮確認においてもセクターやプロジェクトの性格・内容に応じて十分に確認することが必要ですが、一方でプロジェクトの進展を JICAの審査手続の遅れにより妨げることは避けなければなりません。</p> <p>JICAは十分な環境社会配慮確認を確保しつつ迅速化を図るため次のような工夫を考えています。スクリーニングを行うことにより環境への影響が重大である可能性のあるプロジェクトを特定化し、こうしたプロジェクトに対してはより詳細な環境社会配慮確認を行う相手国等への質問事項をまとめたスクリーニングフォーム、及びセクター毎に確認すべき項目を列挙したチェックリストを活用する協調融資を行う他金融機関等との情報共有、意見交換を行うプロジェクトの性格・内容に応じて特定分野の外部専門家を活用する協力準備調査の活用により環境ガイドラインを十分踏まえた案件形成を実施する</p>
<p>緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？</p>	<p>緊急時においても、原則として、環境社会配慮ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続きの内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICAが必要と判断した場合は助言を求めます。</p> <p>これまでの運用では、開発計画調査型技術協力において、緊急を要すると判断された案件があります。その際には、本来であれば開発計画調査</p>

	<p>型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認を緊急性の観点から省略しました。ただし、開発計画調査型技術協力の実施段階において、これらの環境社会配慮確認を行うことにより、適切な実施の確保に努めました。なお、開発計画調査型技術協力以外のスキームに対して、今後、緊急時の措置が適用される可能性も想定されます。</p>
<p>環境ガイドラインでは、「必要に応じ」との表現がありますが、このような書き方になっているのはなぜですか？</p>	<p>環境ガイドラインは、多種多様なプロジェクト全てを対象としています。個別プロジェクトの性格や JICA が関与するタイミング等は様々であり、全てのプロジェクトに一律の基準を適用することは困難です。</p> <p>また細かく場合分けしたとしても、内容が複雑になりすぎる恐れがあり、またプロジェクトによってはケースバイケースで柔軟に対応することが適当なものもあります。以上を勘案し、読者に読みやすく、且つ実効性のある環境ガイドラインとすべく、このような表現を使用しております。</p>
<p>別紙 1 では検討する影響のスコープ、非自発的住民移転、先住民族の各項目で、「望ましい」と記述されている箇所がありますが、これは本文第 2 章、第 3 章の記述と整合性がとれているのですか？</p>	<p>環境ガイドラインの内容には、推奨されるもの(「望ましい」と必要と考えられるもの(「…なければならない」と)があるため、このような表現がとられているものです。</p>
<p>FAQ とはどのようなものですか？</p>	<p>FAQ は、環境ガイドラインに関して、利用者の皆様の多くの方が質問・疑問に思われる点に答えるために作成された、「よくある質問」です。環境ガイドライン本文が分かりづらい場合には、こちらを併せて読んで頂ければ幸いです。</p>